CHIYODA
Yes,
We love.
教育と文化のまち千代田区

千代田 広報

4/5 NO.845
平成4年(1992年)
発行：東京都千代田区
〒102 千代田区九段南1-6-11
編集：千代田区企画部広報課

区役所の
代表電話は
☎3264-0151
(毎月5日・20日に発行)

区の指定文化財

〈新たに3件を指定しました〉

太田道灌が江戸城を築城してから約550年、江戸・東京の歴史とともに歩んできた千代田区には数多くの文化遺産があります。

区では、この豊かな文化遺産を、郷土の歴史や文化の正しい理解のため、かかすことのできない貴重な財産として守り、後世に伝えようと文化財保護条例を制定しています。

現在、指定文化財として13件を指定し文化財の保護に努めていますが、文化財保護審議会の答申を受け、新たに有形文化財2件、有形民俗文化財1件を区の指定文化財として指定しました。

今号では、新たに指定された文化財をご紹介します。

問合せ　四番町歴史民俗資料館
(四番町1☎3238—1139)

有形文化財(建造物)

日本水準原点標庫

永田町1—1(憲政記念館前庭園内)
建設省国土地理院所有

この標庫は、ローマ神殿を模した洋式建築で、明治24(1891)年に建築されたものです。著しく都市化が進みつつある区内に現存する、数少ない近代洋風建築の一つで、建築学上からみても歴史的・学術的価値を持つ貴重な建築物です。

土地の高さを測るには平均海面を基準にとりますが、実用的には国内に1か所地上のどこかに、高さの基準となる〝点〟を表示しておくことが必要で、それを表す点が「水準原点」です。

水準原点ができる以前の日本の測量事業は、河川の河口に主として治水の立場から、河川の水位を観測するための水位標を設置し、これから求めた平均潮位を基準面として、各地ごとに行われていました。

そこで明治24年、日本全国の統一された標高を決定するために、関東ローム層で比較的堅固な地層のこの地に原点が設置されました。

水準原点の標高は、当時、隅田川河口の霊岸島で行われていた潮位観測を基に、原点内部の水晶板のゼロ目盛りの高さが、東京湾平均海面上24・5mと決められました。

※現在では、関東大震災の地殻変動の後の復旧測量の結果、原点の高さは24・4140mとなっています。

有形文化財(歴史資料)

贈右大臣大久保公哀悼碑

紀尾井町2(清水谷公園内)
千代田区管理

本石碑は、この明治の功臣大久保利通が、明治11年(1878)5月14日に石川県士族らに暗殺された10年後の明治21年5月に、その死を悼み、暗殺されたこの場所に建設されました。

「大久保利通暗殺事件」という、区内で起きた歴史的事件の発生場所を示しているという意味では、この歴史的事件の正しい理解のために、欠くことのできない貴重な歴史資料であるといえます。

この石碑は、区教育委員会の調査によると、高さ6・27m(台座部分を含む)、幅3・90mの非常に大きなものです。

100年以上もの間、暗殺事件という、衝撃的な日本近代史の一断面を後世に伝えながら、公園の中にひっそりとたたずんでいます。

大久保利通は、西郷隆盛や木戸孝允とともに、維新三傑といわれた人です。官僚組織を使って政策をたて実行する、官僚政治家として、日本の近代政治家の原形を作りました。

有形民俗文化財

力石

三番町18(東郷元帥記念公園内)
千代田区管理

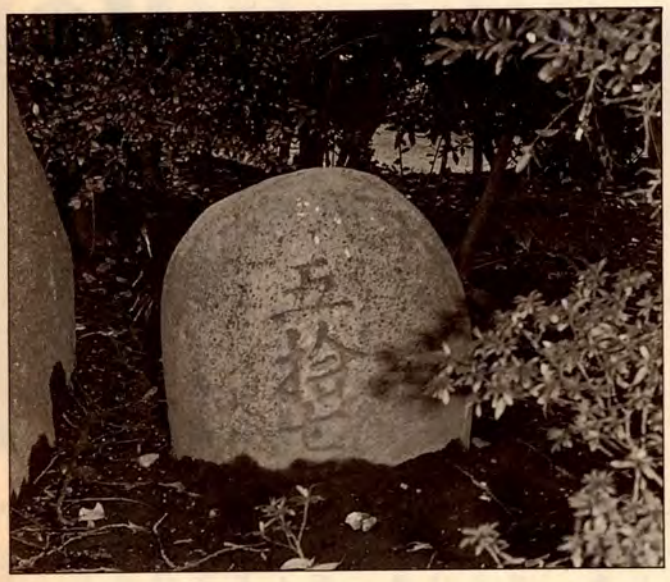

「力石」とは、一定の重量をもつ石で、江戸時代村の鎮守、神社の境内、村境に置いてあり、若者たちが力試しに使ったと記録されています。

都市化が著しく進み、地域の日常生活に関する風俗慣習が失われつつある現代にとって、江戸の若者たちの生活と娯楽等の一端を知るうえで、貴重な資料です。

この石の碑文には、「五拾七貫目」と彫られています。1貫目＝3・75kgとして換算した場合、213・75kgですが、本石の重量は146・40kgしかなく、破損していることが確認されており、このことを考慮しても五拾七貫目には満たなかったものと推定されます。

区内にはこの他、神田神社、柳森神社、築土神社にも力石があり、いずれも有形民俗文化財として指定されています。

☆次号は4月21日(火)に新聞折り込みでお届けします☆

「生活都心」、「商業都心」の形成をめざして——

住宅基本条例・中小企業振興基本条例を制定

多様な人々が住み、働き、憩う、そして、活気と賑わいのある都心区千代田の形成をめざすための憲章となる「住宅基本条例」と「中小企業振興基本条例」が、このほど、制定されました。今号では、この2条例の概要をご紹介します。

住宅基本条例

都心、千代田区に定住人口5万人を回復し、人間性豊かな地域社会を築き上げていくためには、その中心的な課題である住宅問題が解決されなくてはなりません。

そして、この困難な住宅問題の解決には、区はもちろんのこと、区民の皆さんを始め千代田区を構成するすべての方々が、共通の認識を持ち、その総力を結集して当たっていくことが、ぜひとも必要です。

このため、区の住宅政策の基本ともなる「千代田区住宅基本条例」を制定しました。

◇

この条例には、特に前文を設け、業務機能の集中により地域社会が崩壊の危機に直面している現状や、住宅のもつ社会的・公共的な財としての性格、そしてこの危機打開のために、区および区民が果たすべき責務についての共通の認識を明らかにし、すべての区民が人間として尊重される地域社会を築き上げていくことを宣言し、その実現のために、この条例を制定することをうたっています。

本文は、7章、25条からなり、住宅政策の目標と区、区民、開発事業者、企業などの責務を明らかにするとともに、住宅および住環境に関する施策の基本的な事項を定めています。

具体的には、区は自ら区営住宅・区民住宅および高齢者向け住宅などの公共住宅を供給すること、民間の住宅供給に対する支援を図ること、定住の促進に努めること、開発事業者に対して住宅付置、開発協力金を要請していくことなどの根拠となる事項を定めています。

◇

今後、この条例に基づき、開発事業者に対して、一定の住宅の確保を要請する住宅付置制度を始め、住宅資金融資あっせんの充実、賃貸住宅や社宅の建設への補助、建物の共同化に対する助成など、住機能の確保に向けた諸施策を積極的に進めていきます。

定住人口5万人を回復するために、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問合せ　住宅推進室

住宅基本条例前文

千代田区は、首都東京の中心として発展を続け、また、日本の政治経済の中心として国際的にも重要な位置を占めてきた。その反面、業務機能の集中により住機能と業務機能との均衡が失われ、高額な地価の影響もあいまって居住することが困難な状況が現れ、定住人口の減少により、地域社会は崩壊の危機に直面している。

都市は、人々が住み活動する地域社会が存在してこそ、その本来の姿であり、住宅は、人々の生活の基盤であるとともに、都市の基礎的要素として社会的、公共的な財としての性格を有し、地域社会のありようとも密接にかかわるものである。

千代田区は、基礎的自治体として、区民福祉の総合的向上のため、住機能の確保について、積極的に施策を展開する責務を有している。

千代田区民は、基本的人権が尊重されるとともに、安全かつ快適な環境のもとに住み、住み続けていくため、貴重な都市空間をともに分かち合い、互いに協力する責務を有している。

われわれ千代田区民は、この認識のもと、千代田区を構成するすべての者の力を結集し、現在及び将来にわたり、すべての区民が人間として尊重され、ともに暮らし、ともに生活できる、人間性豊かな地域社会を築き上げていくことをここに宣言するとともに、その実現に向けた住宅政策の取り組みを明らかにし、住宅及び住環境に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、この条例を制定する。

中小企業振興基本条例

人口減少に歯止めをかけ、定住人口を回復していくためには、地域経済を発展させ、地域活力の維持・向上を図っていくことも必要です。

昨年2月に策定した商工振興方針では、21世紀を展望し、〝活気と賑わいのある商業都心〟を実現するために、振興の憲章ともなる条例を制定する必要性を明らかにしました。

このため、区内中小企業の振興を図り、区民生活の向上と活力ある地域社会の発展を目指した「千代田区中小企業振興基本条例」を制定しました。

◇

この条例は、9条からなり、基本方針として、中小企業の自助努力を支援・助成し、地域特性に応じた施策を国やその他の機関の協力を得ながら、住民・企業・行政が三位一体となって推進することとしています。

区の責務としては、小規模企業者、特に、区民の居住に欠かすことのできない生活関連企業者に対して、必要な考慮を払うことなどを定めています。

◇

今後、この条例の目的に沿った諸事業に取り組んでいくとともに、推進組織として、勤労福利共済会事業等を合わせた公社の設立に向けた準備を進めていきます。

問合せ　商工振興課

予算、公適配推進決議など可決

―第一回区議会定例会―

第一回区議会定例会が、3月4日から24日までの21日間開かれました。

この定例会に区長から提出されていた新年度予算などの議案24件は、いずれも原案どおり可決されました。

また、相続税、固定資産税・都市計画税の負担軽減を求める意見書や公共施設適正配置推進の決議など、議員提出の議案6件が可決されました。

このほか、陳情18件が採択されました。

可決された議案（区長提出）

▽平成3年度一般会計補正予算第3号（補正額＝2百21億6千8百96万6千円、総額＝6百9億6百14万5千円）
▽平成3年度国民健康保険事業会計補正予算第1号（補正額＝2百13万1千円、総額＝19億8千3百60万8千円）
▽平成4年度一般会計予算
▽平成4年度国民健康保険事業会計予算
▽平成4年度老人保健特別会計予算
▽財団法人千代田区コミュニティ振興公社に対する助成等に関する条例
▽区議会議員及び区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
▽職員の育児休業等に関する条例
▽非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
▽附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
▽選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
▽区長、助役、収入役の給与及び旅費条例の一部を改正する条例
▽教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例
▽職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
▽住宅基本条例
▽道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
▽公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
▽都市公園条例の一部を改正する条例
▽老人福祉手当条例の一部を改正する条例
▽心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
▽難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
▽児童育成手当条例の一部を改正する条例
▽国民健康保険条例の一部を改正する条例
▽中小企業振興基本条例

可決された議案（議員提出）

▽ポルノコミック等への規制強化を求める意見書
▽水道水の水質基準の見直しに関する意見書
▽納税猶予制度の創設を含む相続税の大幅な負担軽減を求める意見書
▽固定資産税・都市計画税の負担軽減措置に関する意見書
▽大気汚染抑制のための実効性ある立法を求める意見書
▽公共施設適正配置推進の決議

採択された陳情

▽東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情（4件）
▽有害図書追放・不健全図書の規制強化に関する陳情、不健全図書への対応強化を求める陳情（11件）
▽水道水の水質基準見直しに関する陳情
▽リサイクルセンター並びにストックヤード設置に関する陳情
▽女性が自主的に活動していくための機能を備えた施設の整備に関する陳情

問合せ　総務課、区議会事務局

平成4年度予算

定住人口を回復し 高齢者福祉の充実を図る

▲高齢者福祉をさらに充実

平成4年度の予算は、3月に開かれた第一回区議会定例会で可決・成立しました。

この予算は、特に区政の緊急課題である定住人口対策を積極的に進めていくとともに、高齢者福祉の充実を図るため、特別養護老人ホームやシルバーピア（高齢者集合住宅）などの建設に着手し、福祉対策の一層の充実・強化に努めるとともに、各種施策の充実を積極的に図り、区民福祉の総合的向上をめざした予算となっています。

一般会計予算は、3百98億9千3百36万7千円で、前年度当初予算と比べ、8・3％の増となっています。また、国民健康保険事業会計予算は、18億6千9百13万9千円で5・7％の減、老人保健特別会計予算は、33億6千5百38万1千円で1・1％の増となっています。この結果、予算総額は、3会計合わせて4百51億2千7百88万7千円となりました。

つぎに、重点事業、新規・拡充事業のうち、主な事業をご紹介します。

人口対策と区民主体による魅力あるまちづくり

▽土地利用現況図の作成（5年毎）　5百93万3千円
▽再開発事業の助成（麹町4丁目、西神田3丁目北部、神保町1丁目南部地区）　26億8千8百83万2千円
▽街づくり協議制度の推進（住宅付置等のPR）　5百24万2千円
▽都心居住の調査・研究（定住人口の回復方策）　1千1百55万円
▽新しい用途地域、地区計画の適用調査　1千3百18万円
▽（仮称）清水谷公園地下駐車場の調査・設計　2千23万9千円
▽茗溪通り地区整備の推進　4百38万6千円
▽住宅資金の融資あっ旋（利子補給期間の延長他）　1億6千7百96万3千円
▽地域住宅計画（HOPE計画）の作成　1千万円
▽㈶東京都住宅街づくりセンター（仮称）への出損金　2千万円
▽アルミ缶回収の支援　1百28万8千円
▽都市景観賞の実施・顕彰　4百58万8千円
▽橋梁の整備（牛込橋）　1億5千3百61万6千円
▽備蓄倉庫の設置（鍛冶町一丁目JRガード下）　2千1百83万2千円

高齢化社会への対応と区民福祉の充実

▽地域保健医療計画の策定　4百40万円
▽区民健康診査（検査項目増等）　1億5千6百61万3千円
▽一番町総合公共施設の建設（特別養護老人ホーム、シルバーピア等・平成4年度工事着手）　10億7千3百6万1千円

▲一番町総合公共施設完成予想図

▽地下鉄飯田橋駅エレベーターの設置　5千8百74万6千円
▽地域福祉計画の策定　2千4百48万円
▽地域福祉活動への支援事業　7百万円

地域に根ざした教育と個性豊かな区民文化の創造

▽教育広報紙「かけはし」の発行（年5回、1回1万3千部発行）　4百19万5千円
▽自然体験交流教室の実施（農作業体験と群馬県嬬恋村小学校との交流、小学5年生対象）　1千2百90万9千円
▽軽井沢少年自然の家　第2期整備（平成4年度完成）　4億6千3百83万9千円

地域特性を生かした商工業の発展と活力あるまちづくり

▽商工融資事業　12億7千6百65万3千円
▽（仮称）中小企業振興公社の設立　3億1百28万8千円

情報化社会への対応と区民参加の促進

▽（仮称）昌平橋会館の建設（平成4年度完成）　8億3千58万7千円
▽（仮称）神田須田町2丁目集会室の整備　8千4百90万2千円
▽区議会だより（新聞折り込みによる全戸配布の実施）　1千7百94万9千円
▽新長期総合計画の策定　8百43万2千円
▽コミュニティ振興公社の運営補助　1億3千9百92万7千円
▽都市計画情報システムの導入　2千7百22万1千円
▽公共施設利用システム（保養施設等）の導入　4千4百70万円
▽図書館システムの導入　9千7百45万4千円

問合せ　くわしくは財政課へ。次号では、主な事業の内容をご紹介します。

一般会計歳入・歳出予算の内訳

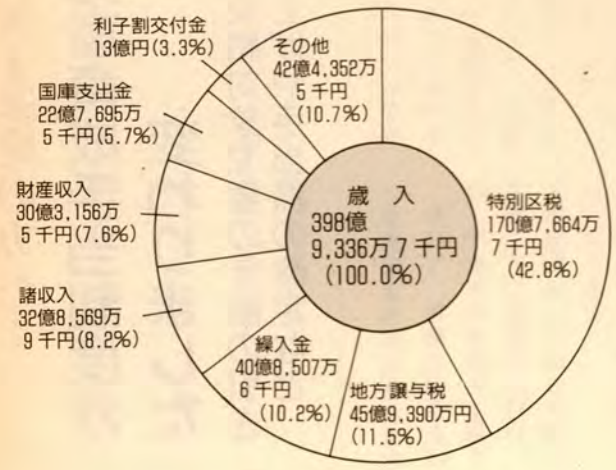

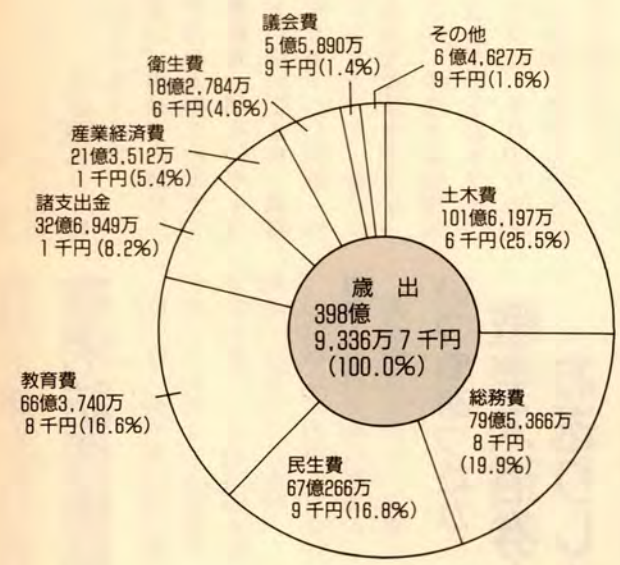

区役所の組織の一部が変わりました

区では、昨年12月に策定した「公共施設適正配置構想」の推進を図り、定住人口の回復と区民福祉の向上をめざし、全組織が一丸となって諸施策に取り組んでいます。

1月には、公共施設適正配置推進のための組織を新設しましたが、当面する区政課題に、さらに適格に対処し、皆さんにわかりやすい組織とするため、4月1日から、組織の一部を改正しました。

主な組織の改正

総務部
・税務課の係を「税務係」、「課税係」、「徴収係」、「整理主査」と機能別に再編しました。

区民部
・生活勤労課の事務を、区民課と商工振興課に再編しました。
これにより生活勤労課で行っていた事務のうち、生活勤労係の事務は、商工振興課に「消費経済係」として新設し、生活環境係の事務を、区民課に再編しました。また、新たに「リサイクル推進主査」を設置しました。
なお、勤労福利共済会の事務は、新設の「中小企業振興公社設立担当課」で行います。

福祉部
・公共施設適正配置構想で定める福祉施設の再編・整備を総合的に進めていくために、「福祉施設整備担当課」を設置（一番町公共施設設置準備事務を含む）しました。
・国民健康保険課と国民年金課を統合し、「国保年金課」を設置し、「管理係」、「国民健康保険係」「国民年金係」、「年金調整主査」としました。
・福祉住み替え等家賃助成事務は、総合的な住宅施策の一環として、住宅推進室に再編しました。

都市整備部
・定住人口の回復を図る具体的な住宅供給施策を進めていくため、住宅推進室の事務を再編し、「住宅管理課」と「住宅推進課」としました。
なお、用地事務については、総務部経理課で行うこととしました。

建築公害部
・監理課を「指導課」と改め、住宅付置事務の推進を図るため「住宅付置主査」を設置しました。

問合せ　総務課

母子・父子家庭の方へ

4月から 児童育成手当制度が変わりました

■支給対象児童の年齢の引き上げや手当額の改定など

児童の心身の健やかな成長を願って、お父さんやお母さんのいない家庭などの児童に支給している「児童育成手当」制度が、4月1日から変わりました。

この制度の変更内容は、今まで〝義務教育終了前の児童〟となっていた手当の支給対象児童の年齢を〝18歳到達の年度の末日以前の児童〟に引き上げるものです。

この結果、現在、中学校3年生までの対象児童が、今後は高校3年生（通常どおり、進学・進級した場合）の年齢層まで拡大されます。

ただし、年齢の引き上げは、平成4年度から1歳（1学年）ずつ段階的に行い、完全実施は、平成6年度からとなります。

なお、手当が、支給されるご家庭の所得制限額は、今までどおり変わりません。

▼年齢の引き上げ方法
※新たに対象となる児童は、昭和51年4月2日以降に生まれた児童です。

	平成4年度 平年4年4月1日～平成5年3月31日	平成5年度 平成5年4月1日～平成6年3月31日	平成6年度 平成6年4月1日～完全実施
対象児童	16歳に達した日の属する年度の末日以前の児童（高校1年生まで拡大）	17歳に達した日の属する年度の末日以前の児童（高校2年生まで拡大）	18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童（高校3年生まで拡大）

この手当の対象になる方

つぎのいずれかの状態にある児童が対象となります。

・父母が離婚した児童
・父または母が死亡した児童
・父または母が重度の障害を有する児童
・父または母が生死不明である児童
・父または母に1年以上遺棄されている児童
・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
・父がいない児童（母が婚姻によらないで懐胎した児童で父から認知されていないとき）

新高校1年生の新規認定申請の特例

制度の改正に伴い、新たに拡大された年齢層（新高校1年生）の新規認定申請について、支給開始月の特例が設けてあります。

※通常は、申請日の翌月から手当が支給されます。

支給開始月　昭和51年4月2日以降に生まれ、義務教育を終了した児童（16歳になる方）が、新たに手当の受給該当者となったとき、手当の支給開始月はつぎのとおりです。

ただし、6月30日㈫までに新規の認定申請をした方に限ります。

①4月1日に手当の支給該当者である方は、4月分から手当を支給します。

②4月2日から5月31日までに手当の支給該当者になった方は、受給該当者となった日の翌月分から手当を支給します。

㈱今年の3月に中学校を卒業し、引き続き手当を受けることができる児童（すでに認定を受けている児童）は、改めて手続きをする必要はありません。

手当額が変わりました

4月分から、育成手当および障害手当の手当額が変わりました。（　）内は、旧手当額。

育成手当　1万1千500円（1万1千円）

障害手当　1万3千500円（1万3千円）

申請・問合せ　所得制限など、くわしくは児童課児童係へ。

在宅で寝たきりの高齢者の方へ

在宅訪問歯科相談のご利用を

区では、歯や義歯の具合が悪くてお困りの高齢者の方を対象に「在宅訪問歯科相談」を行っています。

お気軽にご利用ください。

内容　区内の歯科医師が、歯科相談に伺い、治療が可能な方には、引き続き往診します。

費用　治療は保険診療となりますので、自己負担分が必要です。

申込み・問合せ　電話で、保健課保健係へ。

いつもあったかいい気分

敬老入浴券をお送りしました

区では、満65歳以上の方に「敬老入浴券」をさしあげています。

2月に行った調査で「希望する」と回答された方には、敬老入浴券をお送りしました。

なお、昭和2年5月1日から昭和3年3月31日までに生まれた方には、誕生日の前月に希望の有無を照会します。

また、新たに転入された満65歳以上の方で入浴券を希望される方は、申請をしてください。

※敬老入浴券は、お渡しした本人以外は使用できません。

対象浴場　バンドウーシュ、梅の湯、稲荷湯、お玉湯の4浴場と中央区、新宿区、台東区の一部でも利用できます。

申込み・問合せ　高齢者福祉課高齢者福祉係

国民健康保険

■**保険料納入通知書をお送りします**

平成4年度の国民健康保険料の納入通知書を、4月中旬に発送します。

保険料は、4年度の住民税が算定の基礎となりますが、まだ確定していないため、暫定的に3年度住民税を基礎に計算しています。

住民税額が確定した後、保険料を計算し直して、7月に「変更決定通知書」をお送りします。

問合せ　国保年金課国民健康保険係

■**保険料が改定されました**

国民健康保険料がつぎのように改定されました。

○賦課限度額が1世帯あたり44万円に（旧42万円）

○均等割額（被保険者ひとりあたり）1万6千800円に。なお、所得割料率（当該年度住民税の100分の107）は、いままでどおりです。

問合せ　国保年金課国民健康保険係

国民年金

■**国民年金証書の提出を**

老齢福祉年金を受けている方は、4月の年金の支払いを受けたら、年金証書（緑の手帳）を区役所国保年金課国民年金係へ提出してください。

該当する方には、年金支払日までにお知らせしますので、忘れずに提出を。

問合せ　国保年金課国民年金係

■**新社会人になられた方へ国民年金の届け出を忘れずに**

国民年金に加入していた学生の方が、会社等に就職し、厚生年金や共済年金などに加入した場合には、届け出が必要です。区役所国保年金課またはお近くの出張所で手続きを済ませてください。

問合せ　国保年金課国民年金係

■**国民年金保険料の納め忘れはありませんか**

区役所からお送りしました国民年金保険料の納付書で、納め忘れているものはありませんか。

もし、ありましたら4月30日㈭までに必ずお近くの金融機関、区役所で納めてください。

問合せ　国保年金課国民年金係

ご利用ください

商工融資

区では、中小企業を経営している方が、運転資金や設備資金を必要としたとき、低利で、返済が長期の商工融資をあっ旋しています。

商工融資は、利用者の負担を軽くするため、区が利子補給および一部の資金については、信用保証料の補助も行っています（左表参照）。

申込み・問合せ　各資金のくわしい内容は、商工振興課融資係へ。

▼商工融資・資金の一覧

資金名	資金使途	融資限度額	融資利率	利子補給率	本人負担率	融資期間（据置期間）
営業資金	買掛金決済などの事業経営上に必要な資金	700万円（800万円）	6.4%以下	1.5%	4.9%以下	4年以内（4か月含）
設備資金	店舗の改装、機械等の設置などの資金	800万円（900万円）	6.4%以下	1.5%	4.9%以下	5年以内（6か月含）
小規模企業特別資金	上記の営業、設備資金	400万円（450万円）	6.4%以下	2.5%	3.9%以下	4年以内（4か月含）
公害防止資金	公害防止に必要な設備などの資金	800万円	6.4%以下	4.9%	1.5%以下	5年以内（6か月含）
従業員独立開業資金	従業員が独立開業するための資金	1,000万円	6.4%以下	1.8%	4.6%以下	6年以内（12か月含）
団体資金	共同事業、設備のための資金	3,000万円	6.4%以下	1.5%	4.9%以下	5年以内（6か月含）

注）融資限度額のうち（　）内は代表者が区内在住者の場合の限度額
借入資格――①区内の同一場所で同一事業を1年以上営む中小企業者（団体）であること
②最近1年間の事業税または住民税を完納していること

お子さんについての心配ごとは

教育研究所教育相談部
（内神田2―1―8☎3256―8140）

申し込み、問い合わせは
●生涯学習…生涯学習振興課
九段南1-5-10（九段社会教育会館内）
☎3234-2841
●スポーツ…スポーツ振興課
内神田2-1-8（総合体育館内）
☎3256-8444

スポーツ

ニュースポーツにチャレンジ！
ユニカール、シャッフルボード
ご自由にご参加を

区では、ニュースポーツの普及を図るため、様々な種目を紹介していますが、今回はユニカールとシャッフルボードの実技講習会を行います。

いずれもルールは簡単で、お子さんからお年寄りまで、どなたでも楽しめるゲームです。

なお、今年度にはこれらのスポーツの講習会や大会を予定しています。ぜひ一度ご家族そろってニュースポーツに挑戦してみてはいかがですか。

とき 毎月第3日曜日の時間はいずれも午前9時～午後5時
会場 総合体育館
申込み スポーツ振興課

▲ニュースポーツ〝シャッフルボード〟

日本伝統の武道に挑戦！
空手道講習会
受講生募集

とき 5月6日(水)、8日(金)、13日(水)、20日(水)、22日(金)の計5回。時間はいずれも午後6時～8時30分。
会場 総合体育館
対象 区内在住、在勤の初心者30名
申込み 往復ハガキに、「空手道講習会」、住所、氏名、年齢、性別、電話番号（在勤の方はその名称、所在地、電話番号を追記）を書いて、4月20日(月)までにスポーツ振興課へ。
※申し込み多数の場合は、抽せんとなります。

5月5日(祝) こどもの日は
親子スポーツデー
―総合体育館―

総合体育館では、5月5日のこどもの日を「親子スポーツデー」として、全施設を無料開放します。

スポーツや催し物など盛りだくさんな企画がいっぱい。家族お揃いで楽しい1日をお過ごしください。

なお、くわしいことは次号でお知らせします。

とき 5月5日(祝)午前10時～午後4時
問合せ スポーツ振興課

生涯学習

春の趣味・教養講座
受講生募集

毎回好評を得ている区の教養講座。今回の「春の講座」では、6講座を開講します。

入学や就職など新しい環境に戸惑いながらも、緊張の続くこの季節。

区の講座で、趣味と教養を磨きながら心身をリフレッシュしてみませんか。

科目・日程など 左表のとおり
申込み 往復ハガキ（ひとり1枚）に、希望科目名、住所、氏名、年齢、性別、電話番号（在勤、在学の方はその名称、所在地、電話番号を追記）を書いて、4月25日(土)までに生涯学習振興課へ。
※申し込み多数の場合は、抽せんとなります。

▼春の講座科目・日程など

科目	日程	内容	講師	対象	教材費	会場
脳ミソの話	5/7～6/4までの毎週木曜日、計4回 午後6時～8時（5/21を除く）	脳死問題などが新聞にとりあげられていますが、あなたは脳ミソの構造をご存じですか。知ってるつもりの“脳”を再学習します。	法政大学教授 千葉 康則氏	18歳以上の区内在住、在学、在勤者 40名	2,000円	九段社会教育会館（九段南1-5-10）
外国人への日本語教授法（ビジネスマン向き）	5/12～7/28までの毎週火曜日、計12回 午後6時30分～8時30分	仕事以外の生きがいを求めるサラリーマンの方、キャリアアップを図ってみませんか。	ビジネス日本語協会	18歳以上の区内在住、在学、在勤者 35名（男性優先）	1,000円	
水墨画入門	5/13～7/15までの毎週水曜日、計10回 午後6時30分～8時30分	日常の喧騒を離れ、古来中国から伝わる水墨の世界にひたり、心の静寂をとりもどしてみましょう。	南画院院友 畑山 牛歩氏	18歳以上の区内在住、在学、在勤者 30名	7,000円	
フラワーアレンジメント	5/22～6/26までの毎週金曜日、計6回 午後6時30分～8時30分	色、形、風情など、切花の特徴を生かし、感性とアイデアにあふれた花の活けかた、飾り方を勉強します。	㈱日比谷花壇 フラワーデザイナー	18歳以上の区内在住、在学、在勤者 30名	24,000円（花、花器代を含む）	
イタリア語入門	5/6～7/8までの毎週水曜日、計10回 午後6時30分～8時30分	本場のピザを食べに行きたいけど、しゃべれないからと言うあなた。初歩の初歩からはじめてみませんか。	大学書林国際語学アカデミー 工藤 裕子氏 アナリタ・スキアポン氏	18歳以上の区内在住、在学、在勤者 35名	3,000円	内神田社会教育会館（内神田2-11-8）
料理1年生	5/13～7/1までの毎週水曜日、計8回 午後6時～8時30分	おいしい料理をつくることは、みんなの笑顔もつくります。料理の基本をマスターしましょう。	料理研究家 滝上 幸子氏	18歳～30歳未満の区内在住、在学、在勤者40名	7,000円	

●第2のふるさと●
嬬恋村で〝ひと〟と〝土〟にふれあおう
農業体験交流参加者募集

区では、姉妹都市提携を結んでいる、群馬県嬬恋村と、年間を通じて農作物の植え付け・収穫や青年スキーなど、様々な交流を行っています。

今回は、ジャガイモの植え付けを体験する、農業体験交流の参加者を募集します。

第2のふるさと〝嬬恋村〟で、この農業体験のほか、村のひとびととの交流も行います。

皆さんも、都心千代田ではとても味わえない、雄大な大自然の中で、〝土〟に親しんでみませんか。

とき 5月9日(土)～10日(日)の、1泊2日。
対象 区内在住、在勤、在学者20名。
内容 農作物（ジャガイモ等）の植え付けなど。
宿泊先 区立嬬恋自然休養村
参加費 3千円（往復の交通費は自己負担）
申込み・問合せ 4月23日(木)までに、区民課保養施設係へ。

固定資産税、都市計画税
納期のお知らせ

固定資産税、都市計画税の第1期分の納期限は、4月30日(木)です。

忘れずにお近くの金融機関、郵便局、都税事務所で納めてください。

なお、昨年度に引き続き小規模住宅用地に対する都市計画税については、½の軽減措置がしてあります。軽減をしている場合は、納税通知書の適用欄に記載されていますので、ご確認ください。

問合せ 千代田都税事務所（☎3252-7141）

課税、納税証明書を代理申請するときは
委任状が必要です

特別区民税・都民税の課税および納税証明書が必要なときに、やむを得ず代理人の方が申請する場合は、委任状が必要です。

申請方法や委任状の書き方などくわしいことはお問い合わせください。

問合せ 税務課

施設だより

ちよだパーク サイドプラザ ☎3864－8931

■**みんなであそぼうゲーム会**　4月11日(土)午後2時～、上級生のおにいさん、おねえさんのかんがえた、楽しいゲームがいっぱい。新1年生あつまれ!!

■**映画会＋ゲーム会**　4月15日(水)午後2時～、「ウルトラマングラフティII」、「ゲゲゲの鬼太郎」

■**半日ハイク**　4月25日(土)午後1時～5時、小学1年生以上50名を募集！学校が終わってから、プラザで昼ごはん。そのあと、みんなで出かけます。くわしくはプラザへ。

児童館

●**一番町児童館**
☎3230－0866

☆**映画会**　4月18日(土)午後2時30分～、「オズの魔法使い」、「ジャングル大帝」。

●**四番町児童館**
☎3234－3084

☆**春のゲーム大会**　4月15日(水)午後3時～4時30分

☆**映画会**　4月18日(土)午後3時～、「3丁目物語」、「くまのプーさん」。

●**富士見児童館**
☎3262－1040

☆**新1年生おめでとう会**
「ピカピカの一年生よっといで!!」4月14日(火)午後2時～。

☆**幼児グループのご案内**
・ひよこグループ（2歳未満）4月21日(火)から毎週火曜日午前11時～。
・パンダグループ（2歳以上）4月23日(木)から毎週木曜日午前11時～。
※4月10日(金)から、申し込みを受け付けます。くわしくは、直接児童館へ。

●**西神田児童館**
☎3294－0631

☆**映画会**　4月15日(水)午後2時30分～、「3ねん寝太郎」、「風の又三郎」。

☆**入学進級おめでとうゲーム会**　4月22日(水)午後2時30分～、スタンプラリーと楽しいゲーム。おともだちをさそってきてね！

●**神田児童館**
☎3253－6021

☆**映画会**　4月8日(水)午後2時30分～、「赤毛のアン」、「ムーミン－落ちてきた星の子」、「いたずらあまんじゃく」

☆**ゲーム会「ラケットベースをしよう！」**　4月20日(月)＝神田公園、21日(火)＝芳林公園で。時間はいずれも午後3時30分～。

高齢者センター ☎3265－3981

■**高齢者大学受講生募集**
時間のゆとりができ、とにかく何かやってみたい、もっと知識をひろげたいという方にぴったりのコース。4月から1年間、さまざまな講座やゼミナールと、受講生どうしの交流を中心にすすめます。皆さんもチャレンジしてみませんか？
期間　4月～5年3月
会場　高齢者センター（神田神保町2－20）
内容　講演会（年16回）、ゼミナール（年8回）、館外活動（年2回）
コースと定員　教養コース30名、ゼミコース20名
参加費　無料
説明会　4月10日(金)午後1時30分～2時
申込み　説明会終了後、受け受け。

■**高齢者大学記念講演会**
とき　4月17日(金)午後1時30分～3時
テーマ　「私の役者人生」
講師　女優　浅香光代さん

※高齢者大学コース生以外の方や、60歳未満の方でも、参加できます（当日先着100名まで）。

■**高齢者大学教養講演会「下町文化再考」**
とき・テーマ　5月8日(金)＝「江戸のまちづくり」、15日(金)＝「町人の生活」、22日(金)＝「町人文化」、時間はいずれも午後1時30分～3時。

■**高齢者大学ゼミ講演会「リサイクル社会がはじまった」**
とき・テーマ　6月12日(金)＝「世界をつなぐ牛乳パック」、26日(金)＝「リサイクルらいふを楽しもう」、7月17日(金)＝「ゴミの面白ゼミナール」、時間はいずれも午後1時30分～3時。

■**運動会実行委員を募集中**
6月10日(水)に行われる運動会に向けて、実行委員会で準備を進めていきます。皆さんのアイデアで、運動会を盛り上げていきますので、ぜひ実行委員会にご参加ください。
とき　4月23日～5月21日の毎木曜日、時間は午後1時30分～3時。

千代田区議会だより

新聞折り込みでお手元に

これまで、「千代田区議会だより」は、区民の皆さんのお宅に直接配布してきました。

しかし、区議会がどのような活動をしているのかを、区民だけでなく、区内に働く方々にも広く知ってもらい、ご協力をお願いするため、区内全域を対象に、新聞折り込みで配布することになりました。

これを契機に、紙面構成にも工夫をこらし、今まで以上に読みやすく、親しまれる「千代田区議会だより」をめざします。

折り込みする日　各定例会・臨時会が終了してから1か月後の朝刊（平成4年第1回定例会号から）

折り込みをする新聞
朝日、産経、東京、日本経済、毎日、読売の6紙

問合せ　区議会事務局

4月10日(金)～16日(木)
第44回 婦人週間
女と男 個性で描く未来形

ふるさとだより

嬬恋村 五城目町

第11回

毎月5日号で、嬬恋村と五城目町の四季折々の様子をお届けしている、「ふるさとだより」。

今回は、溪流釣りファン必見！　五城目町からイワナ・ヤマメの宝庫で解禁後、太公望が鈴なりになっている馬場目川の釣り情報です。

◇

イワナ ヤマメの宝庫 馬場目川溪流

霊峰・馬場目岳（1千37・4m）を源に、町の中心をゆるやかに流れ、八郎潟残存湖に注ぐ、流路66kmの馬場目川。上流には豊かな森林資源をいだき、山すそには茅葺屋根の北ノヌ・蛇喰集落があります。

この美しい自然の中、馬場目川は溪流釣りのメッカとして人気が高く、県内はもちろんのこと、遠くは東京方面からも釣りファンが訪れます。

今年も溪流釣り解禁日の3月21日には、大ぜいの釣り人が、残雪の溪流で糸を垂れていました。

ヤマメのポイントは、中流域の帝釈寺から杉沢の発電所付近にかけて、イワナは発電所上流がポイントとなります。また、支流も魚影は濃いようです。

放流事業もさかんで、毎年イワナ・ヤマメ約3万匹が放流されています。

近くには、町営の宿泊施設恋地山荘や赤倉山荘があり、ゆったりと温泉につかり、郷土料理を味わいながら、釣行を楽しまれてはいかがでしょうか。

溪流釣りができる期間　3月21日～9月20日
入漁料　1日券600円、年券3千円
宿泊ガイド　赤倉山荘（4千円～）、恋地山荘（4千円～）、町民センター（4千600円～）。
※各施設とも、姉妹提携により、千代田区民の方でも利用できます。

▼申込み方法
行きたい日と施設が決まったら、その1か月前に**区民課保養施設係**で、予約してください。予約カードを発行します。なお、料金は現地支払いです。

▶馬場目川の源流、魚止めの滝

▲区民の方も宿泊できる赤倉山荘

嬬恋村
位置／群馬県の西部に位置し、面積は、336.05㎢。キャベツの産地として、全国的に有名です。
人口・世帯数
11,211人、3,006世帯（平成3年4月1日現在）
シンボル／魚「やまめ」、木「しらかば」、花「りんどう」

五城目町
位置／秋田県の中央、八郎潟の東部に位置し、面積は、214.94㎢。豊かな森林資源をもった町です。
人口・世帯数
14,514人、3,944世帯（平成3年4月1日現在）
シンボル／鳥「うぐいす」、木「すぎ」、花「やまゆり」